

平成 29 年 4 月 28 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
(本社事務所)	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 16 番 3 号)
会 社 名	GMO アドパートナーズ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 橋 口 誠 (コード番号 4784 JASDAQ)
問い合わせ先	取締役 森 竹 正 明
T E L	03-5728-7900
U R L	http://www.gmo-ap.jp/

当社連結子会社における不適切な売上計上に関する再発防止策について

当社は、平成 29 年 4 月 20 日付「第三者委員会の調査結果について」において公表いたしましたとおり、当社連結子会社であります GMO NIKKO 株式会社(以下「NK」といいます。)における不適切な売上計上につきまして、第三者委員会による調査を受け、同委員会より中間報告書および追加報告書(以下、併せて「本報告書」といいます。)を受領いたしました。

当社は、その後、本報告書における指摘事項および提言を勘案し、必要な対応および再発防止策を検討してまいりましたが、本日開催の当社取締役会におきまして、以下の再発防止策を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、一連の事態を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、社内処分を実施することを本日開催した当社取締役会において決議し、その内容は別途、本日付で「役員報酬の返上に関するお知らせ」にて開示しております。

このたびは、株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は再発防止策を不断に実行し、グループ全体の業務管理体制を強化するとともに、健全な事業活動により皆様からの信頼回復に努めてまいります。

1. 業務体制の改善について

(1) 受注プロセスの見直し

現状、社内のルールとして「受注の際に営業担当者が顧客から受注申込書若しくは追加申込書又はその旨の記載のあるメール(以下「受注申込書等」といいます。)を顧客から回収しなければならず、当該回収の際に必要なメールのやりとりに際しては、営業事務担当者を Cc に含む」というルールの明文化と周知に関して実施済みであります。また、顧客からの受注申込にかかるメールには必ず当社管理部門の業務推進部共有のエイリアスを Cc とするルールの明文化と周知に関しても実施済みであります。

以上のルールに追加して、「営業担当者以外の営業事務担当者が、顧客からの受注申込書等の内容を確認

した上で受注申込書等の回収時期、役務提供期間、金額等を記載した受注管理表(以下「受注管理表」といいます。)を作成する」という一元管理を実施いたします。これらの手続を明文化し、役員及び従業員に周知徹底し、営業担当者以外の第三者において受注申込書等を確認する体制を強化いたします。

(2) 売上計上プロセスの見直し

現状、「売上計上に際して営業事務担当者が受注申込書等を確認する」というルールは明文化されているものの、業務推進部がこれを確認するルールは明文化されておりました。

今後は、営業事務担当者から受注申込書等および受注管理表を業務推進部が回収・保管するルールを明文化し、役員及び従業員に周知徹底し、業務推進部が売上の実在性を確認できる体制を強化いたします。

(3) 営業部門における業務体制の見直し

現状、「営業担当者が顧客と連絡を取る際には必ずエイリアスをCcとしてメールを送付しなければならない」というルールは存在したものの、明文化されていなかった為、当該ルールを明文化した上で役員及び従業員に周知徹底し、営業担当者と顧客側の担当者との間のコミュニケーションに対して営業担当者以外の第三者による牽制が働く体制を強化いたします。

2. 内部管理体制の改善について

(1) 業務推進部の権能強化

役務提供が完了しているが請求書を発行していない取引(以下「未請求売上取引」といいます。)が発生した場合、営業担当者に対し、業務推進部からのアラートに対して根拠証憑を付した上で回答することをルール上義務付けておりましたが、今後、未請求売上取引が発生する場合は営業担当者が所属本部長へ事前に申請することとし、さらに業務推進部がアラートを出した場合かつ一定の期間および金額を超えた案件については、営業担当者に対し、未請求売上取引にかかる根拠証憑を顧客から回収することを義務付け、ルールを厳格化することで業務推進部の権能強化を図ります。

また、請求書の発行如何にかかわらず、契約上定められた支払期限を過ぎた債権は延滞債権として取り扱うことで当社管理部門の監視対象といたします。この場合、延滞債権については、業務推進部において、支払期限内に支払いが行われないことの根拠を直接顧客へ確認を行うためのルールを整備し明文化するとともに、役員及び従業員に周知徹底いたします。

(2) NKの経営会議の監視牽制機能について

今後は、業務推進部による未請求売上取引および延滞債権にかかる報告および内容の審議を十分につくすことで、NKの経営会議の監視牽制機能を拡充いたします。さらに、当社の管理部門管掌役員や内部監査室担当者の出席を義務付けます。

これらに関するルールを整備し、経営会議の監視牽制機能を強化いたします。

(3) 内部監査室の機能強化

当社子会社の内部監査を強化するにあたり、計画的な内部監査室の人員増強を図っており、現時点で新規採用の実績がございます。さらに、不確定な新規採用にこだわらず、サポート人員の増員等、即時性のある施策

を実施いたします。

(4) 内部通報制度の実効性強化

当社グループの内部通報制度については、現状、親会社であるGMOインターネット株式会社による運営と毎月定期的な周知を行っており、利用を促しておりますが、当社グループ従業員が利用できる制度であることを浸透させる為に、当社からも別途に周知を行うことで利用促進を図ってまいります。

3. 財務報告に関するコンプライアンスの徹底について

当社グループの役職員においては、全役職員からコンプライアンス誓約書の提出を義務付け、定期的にコンプライアンス研修を行ってまいりましたが、今後は、全役職員の財務報告に関するコンプライアンスにかかる意識の改革に取り組んでまいります。具体的には、当社グループの信頼性のある財務報告の担保を目的とした、実効性のある財務報告に関するコンプライアンス研修等を徹底し、継続して行います。

4. 当社における子会社管理体制の見直しについて

本報告書の指摘にもあるように、当社グループにおいては、各子会社の独立性を尊重する組織風土もありますが、統一されたグループ管理を目指すためにグループ間の役職員による定例会議も実施してまいりました。一方で、グループ管理が十分でなかったことも否定できないと考え、当社及び各子会社に設置されている会議体の位置付けや役割を見直します。

具体的には、当社グループの子会社管理体制におけるリスク報告ルール、特に延滞債権および未請求売上取引等のリスク情報について当社経営会議へのレポートラインを明確化し、これらに関するルールを整備するとともに、役員及び従業員に周知徹底いたします。

5. 決算にかかる内部統制の強化について

未請求売上取引の発生について、当社管理部門における経理部と業務推進部による情報交換を定例化し連携を強化することで適正な決算を行うための関連情報の収集を適時適切に行います。また、3ヶ月以上請求書の発行が遅延した未請求売上取引リストと根拠証憑との照合・確認することを、決算チェック項目として明文化することで、実効性を高めてまいります。

当社といたしましては、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上